

# 解体工事業の監理技術者資格者証交付に係る技術者要件とその申請方法について

次の表で技術者要件と申請方法をご確認ください。

(誤った申請方法は受付できません。正しい申請方法で再申請して頂く場合があります。予めご了承ください。)

試験・資格等		登録解体工事講習修了 ・実務経験の要否	新規及び追加申請が 可能な申請方法
1級土木施工管理技士	平成28年度以降の 試験合格者	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット申請</li> <li>・郵送申請</li> <li>・窓口申請</li> </ul>
1級建築施工管理技士			
1級土木施工管理技士	平成27年度以前の 試験合格者	登録解体工事講習修了*1 又は 合格後1年以上の実務経験	<p><b>登録解体工事講習修了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送申請</li> <li>・窓口申請</li> </ul> <p>※インターネット申請はできません。</p> <p><b>合格後1年以上の実務経験</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>窓口申請</b></li> </ul> <p>※郵送申請やインターネット申請はできません。</p>
1級建築施工管理技士			
技術士(建設、総合技術監理(建設))			
2級土木施工管理技士(土木)*2		2年以上の 指導監督的実務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口申請</li> </ul> <p>※郵送申請やインターネット申請はできません。</p>
2級建築施工管理技士(建築、躯体)*2			
とび技能士(1級、2級(合格後3年の実務経験))			
解体工事施工技士			
大学(指定学科*3)卒業後	3年以上の実務経験		
高等学校(指定学科*3)卒業後	5年以上の実務経験		
その他	10年以上の実務経験		
土木工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験			
建築工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験			
とび・土工工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験			

(注) 実務経験は、特段の記述がないものは「解体工事」に係る建設工事に係る実務経験。

\*1 国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録解体工事講習を修了した方。(平成28年6月1日現在未定)

\*2 平成27年度以前の合格者は、登録解体工事講習修了\*1又は合格後1年以上の実務経験も必要となります。

\*3 解体工事業に係る指定学科は、「土木工学」又は「建築学」に関する学科となります。